

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

規 則

○北海道女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (子ども家庭支援課)	1
○北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の 範囲を定める規則の一部を改正する規則..... (総合政策部総務課)	2
○北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則..... (自然環境課)	2
○北海道医師養成確保修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則 (地域医療課)	2
○医療法施行細則の一部を改正する規則..... (医務業務課)	4
○北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定め る条例施行規則等の一部を改正する規則..... (障がい者保健福祉課)	4
○北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を 改正する規則..... (子ども家庭支援課)	6
○北海道計量検定所条例施行規則の一部を改正する規則..... (経済部総務課)	7
○北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則の一部を改正する規則 (食産業振興課)	8
○北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則..... (産業振興課)	8
○北海道家畜保健衛生所条例施行規則の一部を改正する規則..... (畜産振興課)	12
○北海道立オホーツク流水公園管理規則の一部を改正する規則..... (都市環境課)	12
○北海道指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施 行規則を廃止する規則..... (高齢者保健福祉課)	12
訓 令	
○北海道職員服務規程の一部を改正する訓令..... (人事課)	13

規 則

北海道女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布
する。

令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第15号

北海道女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
(令和6年北海道条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定める
ものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)、女性自立
支援施設の設備及び運営に関する基準(令和5年厚生労働省令第36号)及び条例において
使用する用語の例による。

(設備の基準)

第3条 条例第12条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ
平屋建ての建物であることとする。

- スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の
火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼
の抑制に配慮した構造であること。
- 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑
な消火活動が可能なものであること。
- 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円
滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により火災の
際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第12条第4項第2号アの規則で定める基準は、居室の入所者1人当たりの床面積
が、収納設備等を除き、おおむね9.9平方メートル以上であることとする。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第4条 条例第19条の規定による給付金として支払を受けた金銭の管理は、次に定めると
ころにより行うものとする。

- 入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含
む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分するこ
と。
- 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- 入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させる
こと。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(北海道婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の廃止)

2 北海道婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成24年北海道規則第83号)は、廃止する。

(居室の床面積に関する経過措置)

3 この規則の施行前に設置された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)附則第4条の規定による改正前の売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設における居室の床面積については、第3条第2項の規定にかかわらず、当分の間、前項の規定による廃止前の北海道婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第3条第2項の規定によることができる。ただし、当該婦人保護施設を改築し、又は増築する場合は、この限りではない。

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第16号

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成25年北海道規則第67号)の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 旅券法(昭和26年法律第267号)第3条第1項の規定により一般旅券の発給を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)が、その配偶者又は2親等内の親族が疾病、事故、天災等により死亡した場合又はその傷病の程度が重篤な場合において、緊急に渡航する必要があると認められるとき。
- (2) 申請者が、業務上の理由により早急に渡航する必要がある場合において、その者が記録されている住民基本台帳を備える特例条例別表第1の2の項の右欄に掲げる市町村(以下この条において単に「市町村」という。)において一般旅券の発給を申請するとすれば渡航予定日前に当該旅券の交付を受けることが困難であると認められるとき。
- (3) 申請者が、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域以外の区域に所在する居所に一定期間滞在する必要があるため、当該市町村において一般旅券の発給を申請することが困難であると認められる場合
- (4) 前3号に定める場合のほか、申請者が、やむを得ない理由によりその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村において一般旅券の発給を申請することが困難であると認められる場合

附 則

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に旅券法施行規則(令和4年外務省令第10号)第1条第2号に規定する電子手続により知事に対してなされた旅券法(昭和26年法律第267号)第3条第1項の規定による一般旅券の発給の申請又は同法第17条第1項若しくは第2項の規定による一般旅券の紛失若しくは焼失の届出で、同日以後においては北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例(平成12年北海道条例第4号)別表第1の2の項の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなるものに係る事務の処理については、なお従前の例による。

北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第17号

北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則

北海道自然環境等保全条例施行規則(昭和49年北海道規則第14号)の一部を次のように改正する。

第15条第1号ウ(キ)中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条第1項」を「第66条第1項」に、「第2項」を「第3項」に改める。

第19条第1号オ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条第1項」を「第66条第1項」に、「第2項」を「第3項」に改め、同号カ及び同条第10号キ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同条第12号ア中「第63条第1号」を「第63条第1項第1号」に改める。

第46条第2項中「第36条第2項第5号」を「第36条第2項第4号」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

北海道医師養成確保修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第18号

北海道医師養成確保修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

北海道医師養成確保修学資金貸付条例施行規則(平成20年北海道規則第44号)の一部を次のように改正する。

第7条の2の次に次の1条を加える。

(臨床研修開始期限の延長等)

第7条の3 条例第7条第1項第1号に規定する疾病その他やむを得ない理由がある場合の臨床研修(同号に規定する臨床研修をいう。以下この条及び第15条第1項において同じ。)の開始に係る期限の延長を求めようとする者は、別記第5号様式の3の臨床研修開始期限延長申請書にその理由を証明する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 条例第7条第1項第1号の規定により延長した臨床研修の開始に係る期限の変更を求めようとする者は、別記第5号様式の4の臨床研修開始期限変更申請書にその理由を証明する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

3 第7条第2項の規定は、臨床研修の開始に係る期限の延長又は延長した期限の変更の決定の場合について準用する。

第9条中「この条」の次に「、次条第2項」を加える。

第10条の見出し中「承認」を「承認等」に改め、同条第2項中「承認」の次に「又は承認を受けた期間の変更に係る承認」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第7条第2項の規定により承認を受けた道内医療機関の勤務を中断する期間の変更について承認を受けようとする者は、別記第6号様式の2の道内医療機関勤務中断期間変更承認申請書にその理由を証明する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

第15条第1項第6号中「条例第7条第1項第1号に規定する」及び「(次号において「臨床研修」という。)」を削る。

別記第5号様式の2の次に次の2様式を加える。

別記第5号様式の3 (第7条の3関係)

臨床研修開始期限延長申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住 所
氏 名

㊟

次のとおり、北海道医師養成確保修学資金貸付条例第7条第1項第1号に規定する疾病その他やむを得ない理由があるため、臨床研修の開始に係る期限の延長を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 延長前の期限 年 月 日まで
- 2 延長後の期限 年 月 日まで
- 3 申請の理由

4 臨床研修を受ける予定の医療機関(決定している場合のみ記載)

注 申請の理由を証明する書類を添付すること。

別記第5号様式の4 (第7条の3関係)

臨床研修開始期限変更申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住 所
氏 名

㊟

次のとおり、北海道医師養成確保修学資金貸付条例第7条第1項第1号の規定により延長した臨床研修の開始に係る期限を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 変更前の期限 年 月 日まで
- 2 変更後の期限 年 月 日まで
- 3 申請の理由

注 申請の理由を証明する書類を添付すること。

別記第6号様式の次に次の1様式を加える。

別記第6号様式の2 (第10条関係)

道内医療機関勤務中断期間変更承認申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住 所
氏 名

㊟

次のとおり、北海道医師養成確保修学資金貸付条例第7条第2項の規定により承認を受けた道内医療機関の勤務を中断する期間の変更について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 変更前の中断期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 変更後の中断期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 申請の理由

注 申請の理由を証明する書類を添付すること。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第19号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和46年北海道規則第84号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式6の事項及び別記第6号様式6の事項中

調 理 師	歯 科 衛 生 士	歯 科 技 工 士	
-------------	-----------------------	-----------------------	--

を

管 理 栄 養 士	調 理 師	歯 科 衛 生 士	歯 科 技 工 士
-----------------------	-------------	-----------------------	-----------------------

に改める。

別記第13号様式1の事項中

栄 養 士	
-------------	--

を

栄 養 士	管 理 栄 養 士
-------------	-----------------------

に改め、同様式2の事項中

補 助 者				事 務 員	そ の 他	計
看 護	薬 局	レ ン ト ゲ ン 検 査 室	理 療 室			

を

管 理 栄 養 士						事 務 員	計
-----------------------	--	--	--	--	--	-------------	---

に改める。

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の医療法施行細則別記第1号様式、別記第6号様式又は別記第13号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の医療法施行細則別記第1号様式、別記第6号様式及び別記

第13号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第20号

北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則

（北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第1条 北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第37号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9章 自立訓練（生活訓練）に関する基準（第33条－第38条）」を「第9章 第9章

自立訓練（生活訓練）に関する基準（第33条－第38条）
の2 就労選択支援に関する基準（第38条の2・第38条の3）」に改める。

第7条第7項中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改める。

第10条中「第61条」を「第61条第1項」に改める。

第11条第1項及び第5項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第14条の4第1号及び第2号中「第30条の3」を「第30条の4」に改める。

第28条第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第30条の4を第30条の5とする。

第30条の3中「第149条の3」を「第149条の4」に改め、同条を第30条の4とし、第30条の2の次に次の1条を加える。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）

第30条の3 条例第149条の3の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積（当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。第31条において同じ。）を、指定通所リハビリテーションの利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が、3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテ

ション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

- (3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第31条中「機能訓練室」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加える。

第31条の2の次に次の1条を加える。

（病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準）

第31条の3 条例第150条の3の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（次号において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数で除して得た面積が、3平方メートル以上であること。

- (2) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて当該ア又はイに定める基準を満たす人員を配置していること。

ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること。

イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

- (3) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第9章の次に次の1章を加える。

第9章の2 就労選択支援に関する基準

（従業者の基準）

第38条の2 条例第161条の3第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

（準用）

第38条の3 第3条の3、第3条の4、第13条の2及び第29条の規定は、指定就労選択支

援の事業について準用する。

第45条の3中「第194条の6」を「第194条の6第1項」に改める。

第45条の5第1項各号を次のように改める。

- (1) サービス管理責任者が常勤である場合 次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

第45条の5中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。次項において「指定地域相談支援基準省令」という。）第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を条例第194条の14第1項第2号及びこの条第1項の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

- 4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準省令第40条において準用する指定地域相談支援基準省令第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を条例第194条の14第1項第2号及びこの条第1項の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

第47条の3中「第198条の6」を「第198条の6第1項」に改める。

第48条第1項及び第3項中「、指定医療型児童発達支援事業所」を削る。

第50条第1項及び附則第2項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

附則第7項中「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

（北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第2条 北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行

規則（平成25年北海道規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第4項並びに第4条第3項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第15条中「第26条」を「第26条第1項」に改める。

（北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第3条 北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 自立訓練（生活訓練）（第10条－第12条）」を「第5章 自立訓練（生活訓練）（第10条－第12条）」に改める。

第4条中「第18条」を「第18条第1項」に改める。

第5条第1項及び第6項並びに第8条第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 就労選択支援

（職員の配置の基準）

第12条の2 条例第60条の4第1項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数によるものとする。

（準用）

第12条の3 第4条の3、第4条の4及び第6条の2の規定は、就労選択支援の事業について準用する。

附則第2項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

（北海道障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第4条 北海道障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第4項並びに第6条第3項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第15条中「第20条」を「第20条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則目次の改正規定及び第9章の次に1章を加える改正規定並びに第3条中北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則目次の改正規定及び第5章の次に1章を加える改

正規定は、北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（令和6年北海道条例第28号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第21号

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則

（北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第1条 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第8章の章名を次のように改める。

第8章 児童発達支援センター

第20条第1項中「第81条第1項第2号」を「第81条第3項第1号」に、「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「第81条第1項第3号」を「第81条第3項第2号」に改める。

第20条の2中「及び第4項ただし書」を削り、同条各号中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

（北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第2条 北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第38号）の一部を次のように改正する。

目次中「医療型児童発達支援に関する基準（第14条・第15条）」を「削除」に改める。

第4条第1項中「、第4項第1号及び第6項」を「及び第5項」に改め、同条第3項中「第7条第3項」を「第7条第4項」に改める。

第6条第1項中「第11条第2項第1号イ」を「第11条第3項第1号イ」に、「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「第11条第2項第2号」を「第11条第3項第2号」に改める。

第7条の2中「第27条第4項」を「第27条第6項」に改め、同条第1号及び第5号中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第8条中「第29条」を「第29条第1項」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第14条及び第15条 削除

第21条中「第8条」を「第7条の2、第8条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第7条の2第5号中「その通所給付決定保護者」とあるのは、「その通所給付決定保護者並びに当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設」と読み替えるものとする。

(北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第3条 北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第39号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

北海道計量検定所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第22号

北海道計量検定所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道計量検定所条例施行規則（平成12年北海道規則第90号）の一部を次のように改正する。

別表1の部(1)の項中「1,600円」を「1,750円」に、「1,900円」を「2,050円」に、「2,450円」を「2,550円」に、「2,800円」を「2,900円」に、「3,500円」を「3,550円」に、「130円」を「200円」に、「250円」を「330円」に、「200円」を「290円」に、「330円」を「410円」に、「460円」を「550円」に、「660円」を「730円」に、「1,000円」を「1,050円」に、「3,100円」を「3,400円」に、「7,900円」を「8,000円」に、「10,100円」を「11,100円」に、「15,700円」を「16,800円」に、「20,200円」を「21,400円」に、「28,100円」を「29,200円」に、「30,900円」を「32,300円」に、「56,000円」を「56,900円」に改め、同部(3)の項中「3,300円」を「3,600円」に、「5,100円」を「5,200円」に改め、同部(4)の項中「600円」を「710円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「1,650円」を「1,700円」に、「190円」を「270円」に改め、同表2の部(1)の項中「1,500円」を「1,700円」に、「1,900円」を「2,050円」に改め、同部(2)の項中「750円」を「1,000円」に改め、同表4の部(1)の項中「1,900円」を「2,000円」に、「4,900円」を「5,000円」に、「14,300円」を「14,800

円」に、「20,800円」を「21,600円」に、「29,300円」を「30,300円」に、「33,900円」を「34,900円」に、「47,900円」を「48,800円」に、「83,600円」を「83,700円」に改め、同部摘要欄中「11,500円」を「12,200円」に、「12,000円」を「12,700円」に、「14,300円」を「15,300円」に、「18,500円」を「20,200円」に、「22,500円」を「24,900円」に、「28,500円」を「31,800円」に、「34,500円」を「38,700円」に、「40,400円」を「45,700円」に、「46,400円」を「52,600円」に改め、同表6の部(2)の項中「3,350円」を「3,750円」に、「5,600円」を「5,900円」に、「8,400円」を「8,700円」に、「11,700円」を「11,900円」に、「3,400円」を「3,850円」に、「8,500円」を「8,800円」に、「570円」を「800円」に、「630円」を「880円」に、「6,500円」を「6,900円」に、「360円」を「540円」に、「460円」を「690円」に、「4,000円」を「4,450円」に改め、同部(3)の項中「11,200円」を「11,300円」に、「15,000円」を「15,100円」に改め、同表8の部中「1,900円」を「1,950円」に改め、同表9の部中「1,200円」を「1,350円」に改め、同表10の部中「640円」を「890円」に改め、同表11の部(1)の項中「1,950円」を「2,050円」に、「2,550円」を「2,650円」に、「2,850円」を「2,950円」に、「4,400円」を「4,450円」に、「340円」を「430円」に、「710円」を「780円」に、「1,100円」を「1,150円」に、「1,850円」を「1,900円」に、「4,850円」を「5,100円」に、「8,900円」を「9,000円」に、「14,300円」を「15,200円」に、「20,800円」を「21,700円」に、「29,300円」を「30,400円」に、「33,900円」を「35,000円」に、「47,900円」を「48,900円」に、「83,600円」を「83,800円」に改め、同表12の部中「750円」を「1,000円」に改め、同表13の部中「2,850円」を「3,450円」に改め、同表15の部中「1,150円」を「1,250円」に改め、同表16の部中「750円」を「1,000円」に改め、同表17の部(1)の項中「740円」を「810円」に、「930円」を「990円」に、「760円」を「830円」に、「900円」を「960円」に、「1,650円」を「1,700円」に改め、同部(2)の項中「1,700円」を「1,850円」に、「1,950円」を「2,050円」に、「2,400円」を「2,500円」に、「2,850円」を「2,950円」に、「3,150円」を「3,200円」に、「730円」を「800円」に、「830円」を「890円」に、「790円」を「850円」に、「890円」を「950円」に、「990円」を「1,050円」に、「1,200円」を「1,250円」に、「1,600円」を「1,650円」に、「3,300円」を「3,550円」に、「7,100円」を「7,200円」に、「8,900円」を「9,900円」に、「13,100円」を「14,200円」に、「16,400円」を「17,700円」に、「22,200円」を「23,500円」に、「25,500円」を「27,000円」に、「45,600円」を「46,800円」に、「660円」を「730円」に、「670円」を「740円」に、「870円」を「930円」に、「920円」を「980円」に、「940円」を「1,000円」に改め、同部(3)の項中「820円」を「880円」に、「640円」を「710円」に、「730円」を「790円」に改め、同部(4)の項中「680円」を「750円」に、「770円」を「830円」に、「690円」を「760円」に、「730円」を「800円」に、「840円」を「900円」に、「670円」を「740円」に、「740円」を「810円」に、「810円」を「870円」に、「820円」を「880円」に改め、同部(5)の項中「970円」を「1,000円」に、「1,350円」を「1,400円」に、「1,750円」

を「1,800円」に、「790円」を「850円」に改め、同部(8)の項中「1,250円」を「1,300円」に、「910円」を「970円」に改める。

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に申込みがされた特定計量器の検定及び特定計量器の定期検査に係る手数料の額については、なお従前の例による。

北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第23号

北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則（平成6年北海道規則第40号）の一部を次のように改正する。

別表1の事項中「11,000円」を「11,200円」に、「12,200円」を「12,400円」に、「9,850円」を「10,300円」に、「11,100円」を「11,500円」に、「11,500円」を「11,900円」に、「10,100円」を「10,500円」に、「5,050円」を「5,100円」に、「5,000円」を「5,050円」に、「4,300円」を「4,700円」に、「8,150円」を「8,200円」に改め、同表2の事項中「4,300円」を「4,650円」に、「12,600円」を「8,500円」に改め、

「9,250円」を「7,950円」に、「10,500円」を「10,900円」に、「49,800円」を「50,200円」に、「70,600円」を「71,200円」に、「12,200円」を「12,300円」に、「22,100円」を「22,200円」に、「51,300円」を「61,400円」に、「14,700円」を「14,800円」に、「12,600円」を「12,900円」に、「5,250円」を「5,400円」に、「4,300円」を「4,650円」に改める。

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に申込みがされた試験及び分析に係る手数料の額については、なお従前の例による。

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第24号

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則

北海道立工業技術センター管理規則（昭和61年北海道規則第89号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の事項の表を次のように改める。

名 称	1台1時間以内の使用に係る使用料	1時間を超える使用のときのその超える1時間ごとの使用料
1 波形発生器	2,650円	160円
2 デジタルマルチメーター	2,500円	30円
3 ICマイクロマシン試作システム	31,900円	5,650円
4 プラズマ焼結機	12,300円	4,850円
5 低温恒温恒湿装置	3,750円	1,300円
6 冷熱衝撃試験機	4,300円	1,850円
7 動ひずみ測定システム	3,650円	520円
8 雑音許容度試験機	5,150円	210円
9 静電気試験機	3,300円	480円
10 信頼性評価システム	4,300円	1,800円
11 電力測定器	3,100円	600円
12 シグナルアナライザー	3,200円	710円
13 エレクトロニックカウンター	5,100円	160円
14 精密測定用電源	5,000円	60円
15 オシロスコープ	5,000円	50円
16 ネットワーク・アナライザー	3,250円	770円
17 非接触変位計	5,050円	120円
18 高感度カメラ	5,350円	380円
19 多点温度測定装置	2,750円	260円
20 赤外線熱画像装置	2,250円	1,000円
21 燃焼排ガス分析システム	3,550円	1,050円
22 アイマークレコーダー	5,950円	980円
23 構造解析装置	3,100円	1,850円
24 機構解析装置	25,300円	2,800円
25 流体解析装置	4,600円	2,150円
26 高速度ビデオシステム	5,300円	2,800円
27 ハイパースペクトルカメラシステム	4,850円	2,350円
28 3次元CAD装置	27,500円	2,700円

29	3次元CGシステム	4,950円	2,300円
30	プリント基板加工システム	3,150円	690円
31	真円度測定機	4,250円	1,750円
32	表面粗さ・輪郭形状測定機	6,350円	1,400円
33	万能投影機	5,300円	360円
34	測定顕微鏡	6,100円	1,150円
35	光マイクロ測定機	5,400円	450円
36	オートコリメーター	5,100円	120円
37	歯車検査機	5,200円	270円
38	3次元測定機	8,450円	3,500円
39	石定盤	2,600円	100円
40	ロックウェル硬度計	2,650円	180円
41	全自動マイクロピッカース硬度計	6,000円	1,050円
42	走査電子顕微鏡	8,400円	3,450円
43	表面形状測定器	4,050円	1,550円
44	振動試験機	6,250円	1,300円
45	放射温度計	2,550円	50円
46	レーザー回折式粒度分布測定装置	4,800円	560円
47	粉体物性測定装置	4,400円	1,900円
48	導電率測定装置	2,850円	360円
49	電磁気特性測定装置	4,000円	1,550円
50	遊星型ボールミルシステム	2,850円	370円
51	ハンマー式粉碎分級システム	5,550円	620円
52	フーリエ変換赤外分光光度計	5,600円	620円
53	動的粘弾性測定装置	11,700円	1,750円
54	蛍光X線分析装置	8,350円	4,650円
55	可搬型蛍光X線分析計	4,500円	2,000円
56	拡大用ビデオカメラ	7,750円	340円
57	イオンコーター	2,550円	50円
58	万能金属顕微鏡	4,550円	830円
59	電界放射型走査電子顕微鏡	7,850円	5,300円
60	レーザー顕微鏡	5,800円	3,300円
61	X線回折装置	7,200円	2,250円
62	オージェ電子分光分析装置	16,900円	4,750円
63	ICP発光分光分析装置	8,000円	3,050円

64	熱重量測定装置	4,300円	1,800円
65	示差走査熱量測定装置	3,500円	1,050円
66	自動研磨機	3,850円	1,350円
67	平面研削盤	5,800円	820円
68	精密切断機	2,900円	410円
69	スパッタ装置	2,550円	1,050円
70	グローブボックス	1,350円	130円
71	板金加工用セットプレス	3,050円	570円
72	溶接機	3,450円	960円
73	ビーズブラスト	2,550円	80円
74	卓上フライス盤	2,600円	130円
75	パイプねじ切り機	5,000円	20円
76	脱脂用加熱炉	5,950円	980円
77	光造形システム	13,000円	4,650円
78	電波暗室	6,600円	1,650円
79	3Dプリンター	4,300円	1,850円
80	3Dスキャナー	3,450円	960円
81	EMIテストレシーバー	5,250円	2,800円
82	高圧エキシ製造装置	2,950円	450円
83	裏ごし機	2,650円	170円
84	くん製製造装置	4,400円	1,900円
85	卓上多本架遠心機	2,600円	110円
86	ホモジナイザー	5,050円	120円
87	細菌検査用ホモジナイザー	2,550円	50円
88	エバポレーター	5,050円	100円
89	マグネチックスターラー	4,950円	10円
90	恒温水槽	5,050円	110円
91	脂肪抽出器	5,000円	70円
92	恒温振とう機	5,050円	80円
93	インキュベーター	2,500円	30円
94	水分活性測定装置	2,850円	390円
95	ニードル式酸素計	2,850円	360円
96	コロニーカウンター	4,950円	10円
97	乾熱滅菌器	10,000円	80円

98	超音波洗浄機	5,000円	40円
99	超音波ピペット洗浄機	2,650円	160円
100	真空ポンプ	2,500円	30円
101	生物顕微鏡	5,650円	710円
102	マイクロトーム	5,900円	960円
103	恒温器	5,100円	140円
104	評価用乾燥装置	3,900円	2,650円
105	電気乾燥器（有効内容積90リットル）	5,050円	90円
106	電気乾燥器（有効内容積150リットル）	5,050円	80円
107	真空乾燥器	5,100円	130円
108	凍結乾燥器	5,250円	320円
109	プレート式凍結真空乾燥機	5,600円	660円
110	熱風乾燥機	2,800円	310円
111	赤外線水分計	3,800円	90円
112	スプレードライヤー	5,750円	770円
113	小型滅菌器	2,650円	180円
114	マッフル炉	5,100円	160円
115	振とう培養器	5,400円	430円
116	DNA増幅装置	2,800円	250円
117	細胞操作装置（マイクロプレートリーダー）	2,650円	150円
118	細胞操作装置（炭酸ガスインキュベーター）	2,650円	180円
119	細胞操作装置（落射蛍光装置）	2,700円	240円
120	DNAシーケンサー	56,800円	2,400円
121	ジャーファメンター（小型）	5,300円	370円
122	試料粉碎機	5,050円	110円
123	超遠心粉碎機	2,600円	100円
124	ビーズ式細胞破碎装置	2,800円	320円
125	高温高圧調理殺菌試験機	6,800円	2,250円
126	高温高圧調理殺菌装置（シャワー式）	6,650円	1,700円
127	高速遠心分離機	6,150円	1,150円
128	pHメーター	2,550円	70円
129	味覚分析装置	6,850円	1,900円
130	電子天びん	2,700円	240円

131	アミノ酸自動分析計	7,200円	2,250円
132	臭い識別装置	5,000円	2,500円
133	ケルダールたんぱく質分析装置	8,350円	900円
134	カルボン酸分析計	6,400円	1,450円
135	クリープメータ	5,750円	180円
136	バッチ式平膜テスト装置	2,550円	60円
137	薄層流式平膜テスト装置	3,750円	20円
138	乳化かくはん器	2,550円	50円
139	圧力真空斜軸ニーダー	3,250円	770円
140	スライサー	2,800円	330円
141	フードカッター	2,500円	40円
142	食品用バンドソー	2,700円	240円
143	パーチカルミキサー	2,650円	170円
144	製菓・製パン用ミキサー	2,550円	70円
145	伸展機	2,700円	200円
146	スキンナー	2,700円	230円
147	いかこがね裂き機	2,650円	150円
148	いか脱皮機	2,750円	280円
149	電化焼機	2,600円	110円
150	スタッパー	1,250円	20円
151	ミートチョッパー	2,500円	10円
152	ホームシーマー	5,100円	140円
153	小型真空包装器	2,900円	440円
154	自動真空ガス包装機	2,650円	180円
155	遠心濃縮機	2,700円	220円
156	微量高速冷却遠心機	2,800円	330円
157	超遠心分離機	9,850円	2,400円
158	フラクションコレクター	2,600円	130円
159	マイクロマニピュレーター	5,250円	310円
160	高速液体クロマトグラフ	5,700円	760円
161	超高速液体クロマトグラフ	6,000円	2,300円
162	有機酸分析システム	8,500円	1,100円
163	ガスクロマトグラフ	4,300円	910円
164	ガスクロマトグラフ質量分析計	9,150円	4,200円
165	イオンクロマトグラフ	6,200円	1,250円

166	紫外可視近赤外分光光度計	4,350円	470円
167	分光測色計	2,950円	470円
168	分光測色計（ハンディタイプ）	2,800円	340円
169	電気泳動装置	5,200円	250円
170	顕微赤外分光光度計	9,750円	2,350円
171	顕微鏡デジタルカメラ装置	3,950円	220円
172	分光蛍光光度計	5,450円	490円
173	安全キャビネット	2,650円	160円
174	液体クロマトグラフ質量分析計（LC-MS）	7,050円	4,600円
175	生化学自動検査装置	2,600円	120円
176	小型温度圧力解析システム	2,900円	420円
177	ワイヤレス温度ロガー	3,750円	1,300円
178	浸透圧計	2,750円	270円
179	マイクロプレートウォッシャー	5,100円	120円
180	写真作成装置	4,450円	750円
181	その他の機器	1,250円以上56,800円以下の範囲内で知事の定める額	10円以上5,650円以下の範囲内で知事の定める額

別表第2の1の事項の表1の項中「5,350円」を「5,400円」に改め、同表7の項を削り、同表8の項中「19,100円」を「19,200円」に改め、同項を同表7の項とし、同表9の項を削り、同表中10の項を8の項とし、11の項を削り、12の項を9の項とし、13の項から15の項までを3項ずつ繰り上げ、16の項を削り、17の項を13の項とし、18の項から21の項までを削り、22の項を14の項とし、23の項を15の項とし、24の項を16の項とし、25の項及び26の項を削り、27の項を17の項とし、28の項及び29の項を削り、同表30の項中「5,750円」を「5,800円」に改め、同項を同表18の項とし、同表中31の項を19の項とし、32の項から37の項までを削り、同表38の項中「7,500円」を「7,550円」に改め、同項を同表20の項とし、同表中39の項を21の項とし、40の項を22の項とし、41の項を23の項とし、42の項から44の項までを削り、45の項を24の項とし、46の項を削り、47の項を25の項とし、48の項を削り、49の項を26の項とし、50の項を27の項とし、同項の次に次のように加える。

28	雑音許容度試験	1条件1件ごとに	5,150円
29	顕微鏡組織観察	1視野1件ごとに 1視野増すごとに	4,350円 2,900円
30	写真作成	1件ごとに	2,850円

別表第2の1の事項の表中51の項及び52の項を削り、53の項を31の項とし、54の項及び55

の項を削り、同表56の項中「8,500円」を「8,550円」に改め、同項を同表32の項とし、同表中57の項を33の項とし、58の項を34の項とし、59の項を35の項とし、同表60の項中「45,400円」を「19,200円」に改め、同項を36の項とし、別表第2の2の事項の表を次のように改める。

区	分	手	数	料
1	一般成分分析	1件1成分ごとに	8,000円	
2	フーリエ変換赤外分光分析	1件ごとに	8,050円	
3	蛍光分光分析	1件ごとに	7,650円	
4	熱分析	1件ごとに	6,750円	
5	オージェ電子分光分析	1件ごとに	27,900円	
6	定性元素分析（走査電子顕微鏡法）	1件ごとに	12,600円	
7	定性元素分析（可搬型蛍光X線分析計）	1件ごとに	6,950円	
8	近赤外分光蛍光分析	1件ごとに	5,800円	
9	紫外可視近赤外分光分析	1件ごとに	4,350円	
10	ガスクロマトグラフ分析	1件ごとに	6,800円	
11	液体クロマトグラフ分析	1件ごとに	8,550円	
12	超高速液体クロマトグラフ分析	1件ごとに	8,500円	
13	ガスクロマトグラフ質量分析	1件ごとに	18,300円	
14	定性元素分析	1件ごとに	9,600円	
15	食品成分簡易分析	1件ごとに	3,950円	
16	水分分析	1件ごとに	5,550円	
17	脂質分析	1件ごとに	8,600円	
18	たんぱく質分析	1件ごとに	8,350円	
19	窒素・たんぱく質定量分析	1件ごとに	9,700円	
20	繊維分析	1件ごとに	5,950円	
21	食物繊維分析	1件ごとに	55,300円	
22	灰分分析	1件ごとに	8,950円	
23	食品重金属分析	1件ごとに	16,000円	
24	アミノ酸分析	1件ごとに	18,000円	
25	塩酸水解アミノ酸分析	1件ごとに	57,800円	
26	カルボン酸分析	1件1成分ごとに	10,600円	
27	ビタミン類分析	1件ごとに	8,800円	
28	材料成分分析	1件ごとに	8,000円	
29	顕微赤外分光分析	1件ごとに	10,900円	
30	液体クロマトグラフ質量分析	1件ごとに	19,100円	

31 イオンクロマトグラフ分析	1件ごとに 10,800円
32 その他の分析	1件ごとに 3,950円以上57,800円以下の範囲内で知事の定める額

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に使用の承認の申請がされた施行日以後の北海道立工業技術センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 施行日前に申込みがされた試験及び分析に係る手数料については、なお従前の例による。

北海道家畜保健衛生所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第25号

北海道家畜保健衛生所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道家畜保健衛生所条例施行規則(昭和26年北海道規則第220号)の一部を次のように改正する。

別表使用料の部中「860円」を「1,040円」に、「600円」を「1,780円」に改め、同表手数料の部中「4,580円」を「5,950円」に、「770円」を「780円」に、「1,120円」を「1,330円」に、「3,380円」を「3,400円」に、「780円」を「820円」に、「3,070円」を「3,220円」に、「2,520円」を「2,950円」に、「1,300円」を「1,400円」に、「5,950円」を「6,680円」に、「8,520円」を「10,980円」に、「7,430円」を「7,670円」に、

特殊血清・遺伝子学的検査	4,010円
--------------	--------

牛のヨーネ病の診断のため、被検材料について、予備的抗体検出法及びリアルタイムPCR法による検査を行うことをいう。

を

特殊血清・遺伝子学的検査	4,400円
--------------	--------

牛のヨーネ病の診断のため、被検材料について、予備的抗体検出法及びリアルタイムPCR法による検査を行うことをいう。

に、「5,670

特殊遺伝子・遺伝子学的検査	7,340円
---------------	--------

牛のヨーネ病の診断のため、被検材料について、予備的遺伝子検出法及びリアルタイムPCR法による検査を行うことをいう。

円」を「5,790円」に、「11,340円」を「11,590円」に、「24,550円」を「29,460円」に改め、同表の備考に次の1事項を加える。

- 特殊遺伝子・遺伝子学的検査については、予備的遺伝子検出法による検査の反応が陽性である場合に限り、リアルタイムPCR法による検査を行うものとする。

別記第2号様式及び別記第4号様式中「又は特殊血清・遺伝子学的検査」を「、又は特殊血清・遺伝子学的検査又は特殊遺伝子・遺伝子学的検査」に改める。

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- この規則の施行の前日に利用の申請がされた同日以後の北海道家畜保健衛生所の施設の利用に係る使用料(保冷保管庫使用料を除く。)の額については、なお従前の例による。

北海道立オホーツク流水公園管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第26号

北海道立オホーツク流水公園管理規則の一部を改正する規則

北海道立オホーツク流水公園管理規則(平成21年北海道規則第94号)の一部を次のように改正する。

第3条から第5条までを削り、第6条を第3条とする。

第7条後段を削り、同条を第4条とする。

第8条中「第4条中「同条第1項に規定する利用料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「条例第14条第2項の規定により読み替えられた条例第12条の2第1項の使用料(以下「使用料」という。)」と、第5条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第6条」を「第3条」に改め、同条を第5条とする。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

北海道指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第27号

北海道指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行

規則を廃止する規則
北海道指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第14号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

訓 令

北海道訓令第2号

本 庁
出 先 機 関

北海道職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道

北海道職員服務規程の一部を改正する訓令

北海道職員服務規程（昭和41年北海道訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第5条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 勤務時間等規則第19条の規定による子育て部分休暇の請求は、勤怠管理システム（勤怠管理システムを利用することができない職員にあっては、子育て部分休暇承認請求書（別記第6号様式の2））によりあらかじめ所属長に対して行うものとする。

4 子育て部分休暇を使用している職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、勤怠管理システム（勤怠管理システムを利用することができない職員にあっては、子育て部分休暇養育状況変更届（別記第6号様式の3））により養育状況の変更を所属長に届け出なければならない。

- 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合
- 子育て部分休暇に係る子が職員の子でなくなった場合
- 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった場合

別記第6号様式の次に次の2様式を加える。

別記第6号様式の2（第5条関係）

子育て部分休暇承認請求書

年 月 日

（所属長）様

職 名
氏 名
（職員番号）

次のとおり子育て部分休暇の承認を請求します。

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生年月日	年 月 日生
	障がいの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
2 請求期間及び時間	期 間	時 間
	年 月 日から	午前 時 分～ 時 分
	年 月 日まで	午後 時 分～ 時 分
	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
3 備 考		

- (注) 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、生年月日及び請求者との続柄等を証明する書類（戸籍抄本、医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- 2 請求に係る子が12歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合は、当該子が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であることを証明する書類（障害者手帳の写し等）を添付すること。
- 3 該当するにはレ印を記入すること。

別記第6号様式の3（第5条関係）

子育て部分休暇養育状況変更届

年 月 日

（所属長）様

職 名
氏 名
（職員番号）

次のとおり子育て部分休暇に係る子の養育の状況について変更が生じたので、届け出ます。

- 承認を受けた子育て部分休暇の期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 届出の事由
 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった
 同居しなくなった 負傷・疾病 託児できるようになった
 その他（ ）
 子育て部分休暇に係る子が死亡した
 その他（ ）

3 届出の事由が発生した(する)日
年 月 日

(注) 該当する□にはレ印を記入すること。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。
